

## **第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地**

### **1.1 事業者の名称**

名称：高松市

### **1.2 代表者の氏名**

代表者の氏名：高松市長 大西 秀人

### **1.3 主たる事務所の所在地**

主たる事務所の所在地：香川県高松市番町一丁目 8 番 15 号

## 第2章 対象事業の目的及び内容

### 2.1 対象事業の目的

高松市では、保有するごみ処理施設のうち、西部クリーンセンターの焼却施設（昭和 63 年 4 月稼働）及び破碎施設（平成 9 年 4 月稼働）は、基幹的設備改良工事を実施しているが、稼働から長期間が経過しているため、令和 14 年度に稼働を終了する。

また、南部クリーンセンターの焼却施設（平成 16 年 3 月稼働）及び破碎・資源化施設（平成 15 年 8 月稼働）は、西部クリーンセンターの稼働終了時には稼働後約 30 年が経過することから、施設の更新時期が迫っている。

これらのことから、本市では「高松市次期ごみ処理施設整備基本構想」（令和 4 年 4 月）及び「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画」（令和 5 年 5 月）を策定し、令和 15 年度以降のごみ処理体制として、焼却施設は西部クリーンセンターと南部クリーンセンターを集約化して次期ごみ処理施設（以下「新施設」という。）を整備し、破碎・資源化施設は南部クリーンセンターの現有施設を改造・延命化する方針とした。また、新施設の建設場所については、市内一円から抽出した複数の候補地を様々な観点から評価し、焼却施設と破碎・資源化施設との連携性を踏まえ、南部クリーンセンターに隣接する位置が最も建設に適していることから選定した。

以上の経緯から、本事業は、南部クリーンセンターに隣接する位置において、新たな焼却施設を整備するものである。

なお、破碎・資源化施設の延命化事業についても、新施設と隣接する位置関係にあり、概ね同様の時期に工事と施設稼働が見込まれることから、本事業に係る環境影響評価にあたっては、関連事業として整理する。

### 2.2 対象事業の名称

高松市次期ごみ処理施設整備事業

### 2.3 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置

（香川県環境影響評価条例（平成 11 年条例第 2 号）別表第 6 号に掲げる事業）

### 2.4 対象事業の規模

#### 2.4.1 対象事業の規模

対象事業の規模（処理能力）を以下に示す。

- ・焼却施設 452t/日<sup>注 2)</sup>

注1) 「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画」（令和5年5月）に基づく。

注2) 現在の想定であり、変更となる場合がある。

#### 2.4.2 関連事業の規模

対象事業と同敷地内における関連事業として、破碎・資源化施設（以下「関連施設」という。）の改造・延命化を予定している。

延命化後の破碎・資源化施設の規模（処理能力）を以下に示す。

- ・破碎・資源化施設：69t/日<sup>注 2)</sup>

注1) 「高松市次期ごみ処理施設整備基本構想」（令和4年4月）に基づく。

注2) 現在の想定であり、変更となる場合がある。

## 2.5 対象事業実施区域

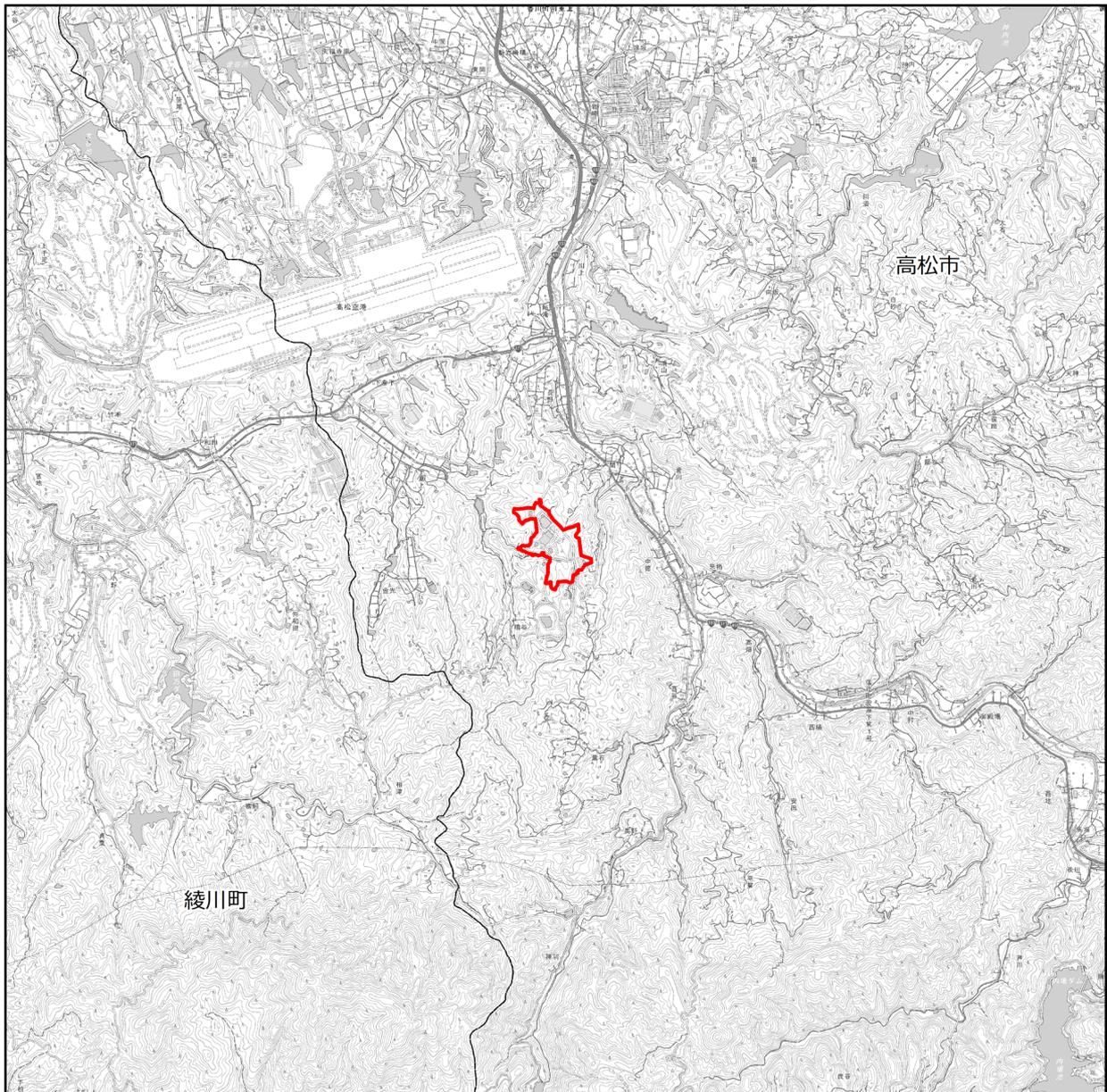
### 2.5.1 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域の位置及び面積を表 2-1 に示す。

本環境影響評価では、新施設整備と併せて延命化工事を予定している関連施設についても、対象事業実施区域に含めるものとする。

表 2-1 対象事業実施区域の位置及び面積

項目	内容
対象事業実施区域の位置	香川県高松市塩江町安原下第 3 号 2084 番地 1 付近 (図 2-1～図 2-3 参照)
対象事業実施区域の面積	約 158,000m <sup>2</sup>



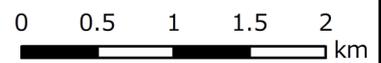
**凡 例**

 対象事業実施区域

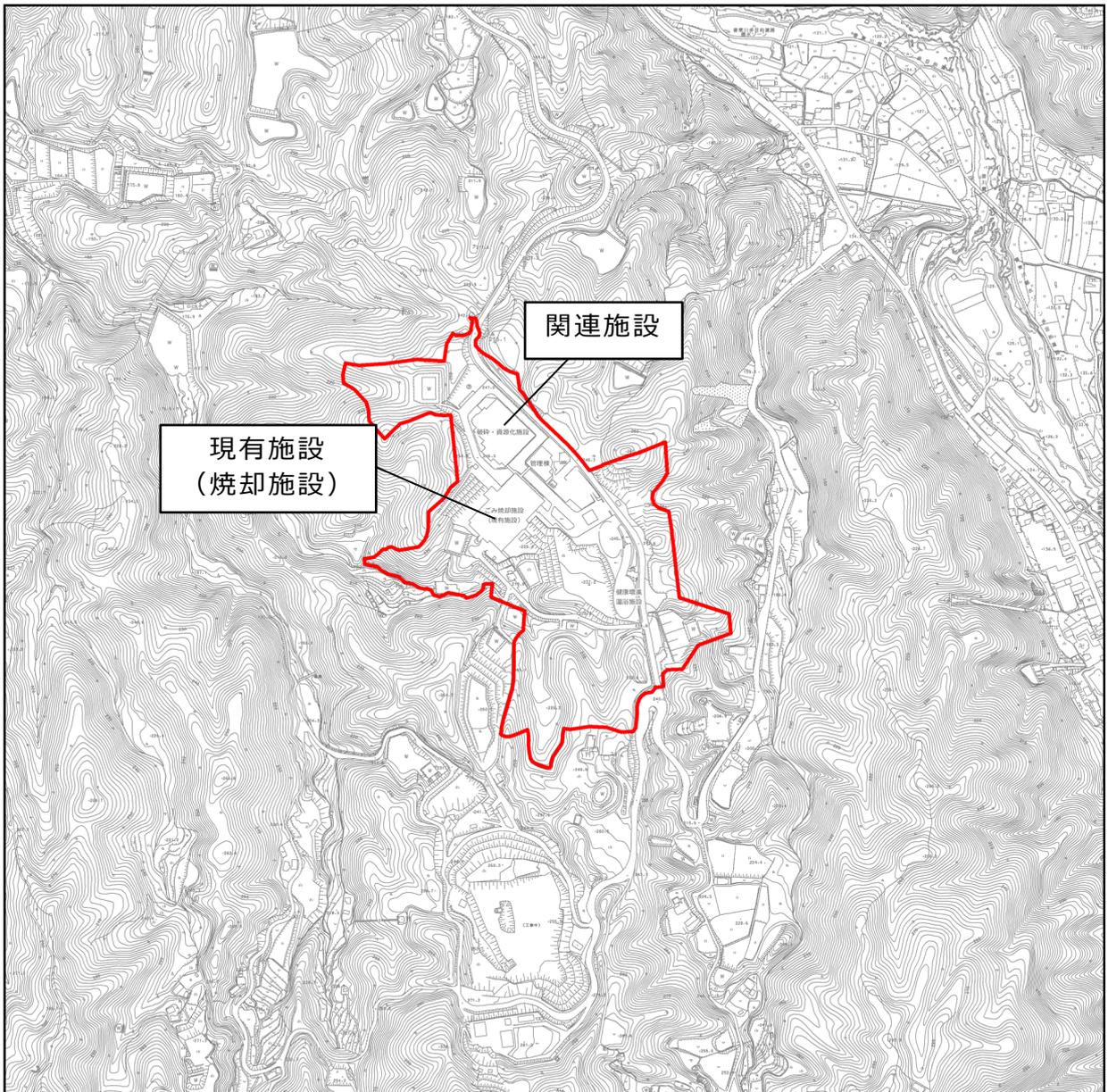
※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。



1:50,000



**図 2-1 対象事業実施区域位置図（広域図）**



※この地図は、高松市発行の地形図を複製して情報を追記したものである。

**凡 例**

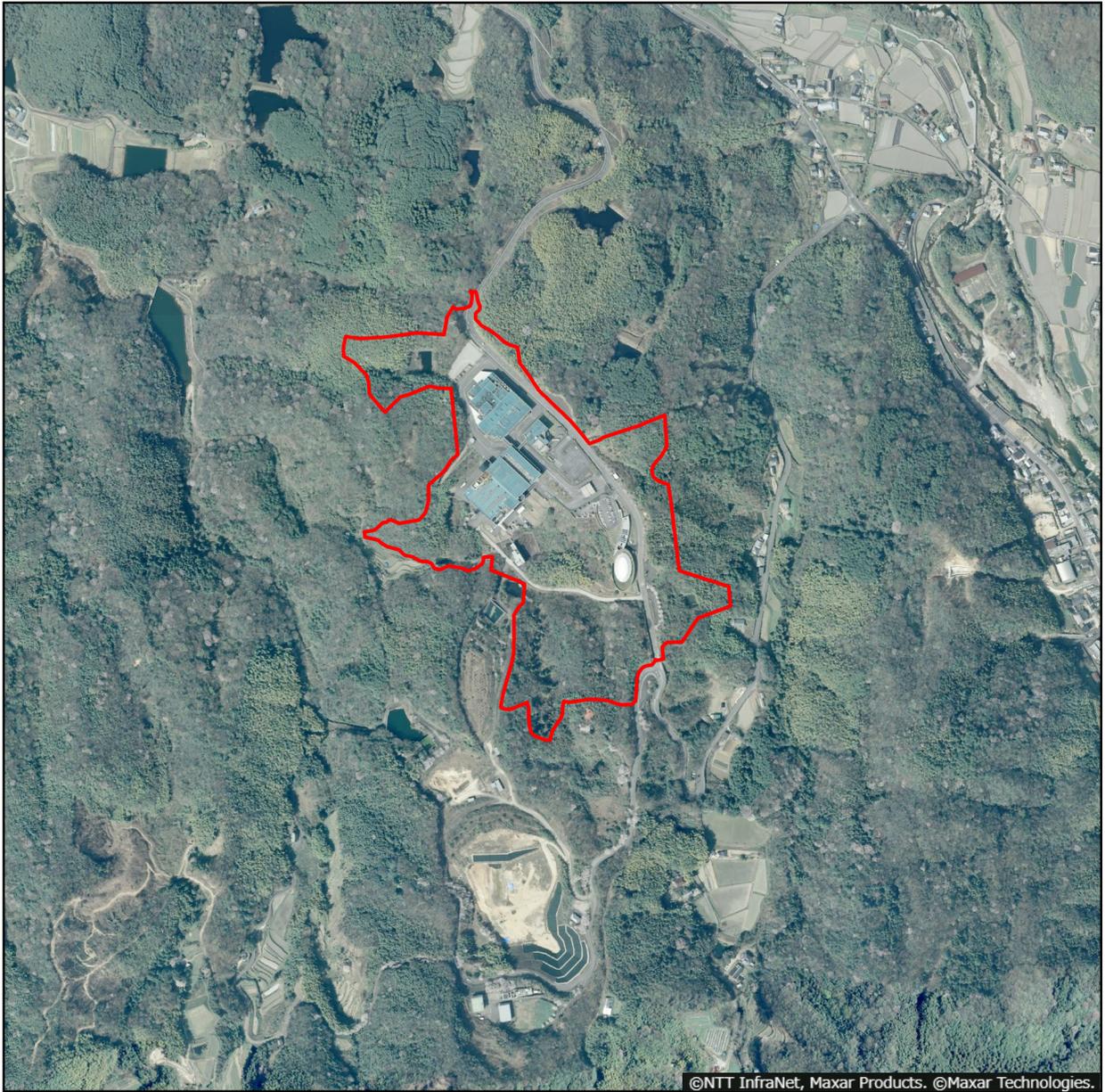
 対象事業実施区域



1:10,000

0 100 200 300 400 500 m

**図 2-2 対象事業実施区域位置図 (拡大図)**



©NTT InfraNet, Maxar Products. ©Maxar Technologies.

### 凡 例

 対象事業実施区域

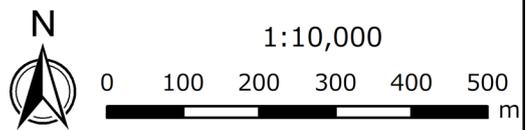


图 2-3 対象事業実施区域位置图（拡大图：航空写真）

## 2.5.2 施設整備に関する基本方針

### (1) 施設整備の理念・基本方針

本市が新施設の整備を行ううえで定めた理念及び基本方針を以下に示す。

#### 【理念 1】環境保全に配慮した施設

##### <基本方針>

- 環境負荷の低減のため、温室効果ガスの低減を目指した処理システムを構築する。
- 省エネルギー機器の導入及び余熱利用計画を検討し、効率的な資源回収と最終処分量の低減を図り、循環型社会の形成に寄与する施設とする。

#### 【理念 2】安全・安心・安定した施設

##### <基本方針>

- 事故がなく、市民が安心して生活できる施設とする。
- ごみ量、ごみ質の変動に対応し、長期間にわたり、安定稼働ができる施設にする。

#### 【理念 3】新たな価値をもたらす施設

##### <基本方針>

- 施設見学や環境学習を通じ、市民が気軽に来場できる施設にするとともに、3R 啓発のための場とするなど、広く市民に開放し、親しまれる施設にする。
- ごみ処理施設を核とした地域振興を目指す。

#### 【理念 4】防災力の高い施設

##### <基本方針>

- 地震や水害等の災害発生時にも施設の機能を維持できる施設とする。
- 災害廃棄物の処理にも対応できる施設とする。
- 地域の防災拠点となる施設を目指す。

#### 【理念 5】経済性を考慮した施設

##### <基本方針>

- 施設の計画・設計・建設から運営、維持管理・改修及び将来的な環境基準を含めたごみ処理システム全体で、経済性や効率性に配慮したライフサイクルコストの適正化を図る。
- 国の交付金制度を活用できる施設とする。

### 2.5.3 対象事業実施区域の検討経緯

#### (1) 対象事業実施区域の検討経緯

香川県では、平成11年3月に県内におけるごみの効率的、かつ安定的な適正処理を目指し、連携を図る地域ブロックを設定するとともに、各ブロックにおける施設整備の方向性を示した広域化計画を策定している。

本市は、第1ブロックに属しており、広域化計画策定時はブロック内に7つの焼却施設があったが、平成の市町合併を経て統廃合が進み、現在は西部クリーンセンター、南部クリーンセンター、香川東部溶融クリーンセンターの3施設が稼働している。

高松市次期ごみ処理施設整備基本構想では、広域化計画を踏まえ、ブロック内広域処理と施設の集約化の可能性について検討を行った。

検討の結果、焼却施設として西部クリーンセンターと南部クリーンセンターを集約化し新施設を整備すること、破碎・資源化施設として南部クリーンセンターの現有施設を改造・延命化することとし、併せて新施設の建設候補地の評価を行った。

市内の地点を様々な観点から評価し、最終的に可燃性残渣の処理、電力の利活用等、焼却施設と破碎・資源化施設との連携性が最も高くなる南部クリーンセンターの隣接地を整備地として選定した。

#### (2) 施設規模の検討経緯

高松市人口ビジョンでは、2030年の本市の合計特殊出生率を1.86%、純移動率は平成17年と22年の国勢調査人口ベースが今後も続くと仮定して、将来人口を表2-2のとおり推計している。本市の人口は平成28年から徐々に減少している。

表 2-2 本市の将来予測人口（単位：人）

年度	実績		予測	
	H23	H28	R9	R14
人口	419,997	420,736	412,202	406,616

出典：「高松市一般廃棄物処理基本計画（資料編）」（平成30年3月）の人口ビジョンのデータ

高松市一般廃棄物処理基本計画より、新施設稼働開始予定年度（令和15年度）以降の将来のごみ排出量予測（施策反映後）を表2-3に示す。

**表 2-3 本市及び関係市町の将来ごみ排出量予測（単位：t/年）**

年度		高松市	綾川町
2028	R10	126,227	5,272
2029	R11	125,088	5,248
2030	R12	123,957	5,427
2031	R13	123,086	5,424
2032	R14	121,548	5,398
2033	R15（施設稼働開始年度）	120,356	5,384
2034	R16	120,097	5,370
2035	R17	120,036	5,366
2036	R18	119,720	5,340
2037	R19	119,603	5,324
2038	R20	119,486	5,308
2039	R21	119,566	5,303

本市及び関係市町の将来ごみ排出量（新施設稼働開始年度）及び現行の実績より算出した将来ごみ処理量を表 2-4に示す。

また、ごみ処理施設の整備に関する国の循環型社会形成推進交付金制度の交付要件として、災害廃棄物の受け入れに必要な設備を設けることが求められていることから、災害廃棄物処理計画より災害廃棄物処理量を算出し、これを加算してごみ処理量を設定した。

**表 2-4 想定されるごみ処理量（単位：t/年）**

処理するごみ	ごみ処理量
一般ごみ	100,646
災害廃棄物	20,706
焼却対象	<b>121,352</b> <sup>注2)</sup>
破碎対象	9,519
資源化対象	4,703

注1) 一部のごみ処理を民間に委託するなど、諸条件の違いにより表 2-3 の数値と合計が合わない。

注2) 条例対象である焼却施設の将来ごみ処理量を指す。

新施設及び関連施設の施設規模は、将来ごみ処理量(災害廃棄物を含む)を基に、以下の方法で設定する。

新施設規模 : 焼却処理量(t/年)÷280(日/年)<sup>注1)</sup> ÷0.96<sup>注2)</sup>

関連施設規模 : 破碎・資源化処理量(t/年)÷245(日/年)<sup>注3)</sup> ×1.15<sup>注4)</sup>

注1) ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017改訂版)より、焼却施設の年間稼働日数は、年間日数365日から、想定される年間停止日数を差し引くことで設定した。

注2) 調整稼働率(故障ややむを得ない一時停止等のために処理能力が低下することを考慮した係数)

注3) ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017改訂版)より、破碎・資源化施設等の年間稼働日数は、年間日数365日から、年間の休日104日(2日×52週)及び年末年始、その他祝日、補修整備期間の16日の合計日数(120日)を差し引くことで設定した。

注4) 計画月最大変動係数(計画年目標時における月最大変動係数のことを指す。ごみ処理施設構造指針解説より、標準の1.15を引用する。)

将来ごみ処理量を基に算出した施設規模を表2-5に示す。新施設が452t/日、関連施設が69t/日(破碎施設46t/日、資源化施設23t/日)となる。

**表 2-5 新施設等の施設規模(単位:t/日)**

施設規模	新施設(焼却施設)	関連施設(破碎・資源化施設)
	452	69 破碎 : 46 資源化 : 23

注) 現時点の想定であり、変更となる場合がある。

## 2.6 対象事業の工事計画の概要

### 2.6.1 工事の概要

対象事業に関連する工事として、図 2-2 に示した対象事業実施区域内における山林等の造成工事、新施設の整備、関連施設の延命化工事を予定している。現時点で想定している新施設整備予定区域を図 2-4 に示す。

今後、新施設等の施設配置計画等の具体的な検討を進める。

### 2.6.2 工事工程

想定する事業スケジュールを表 2-6 に示す。工事は令和 9 年度からの開始を予定している。詳細な施工内容、施工工程等は、引き続き検討を行う。

なお、令和 14 年度末に稼働を停止する南部クリーンセンターの焼却施設（現有施設）の将来の利用計画は未定である。

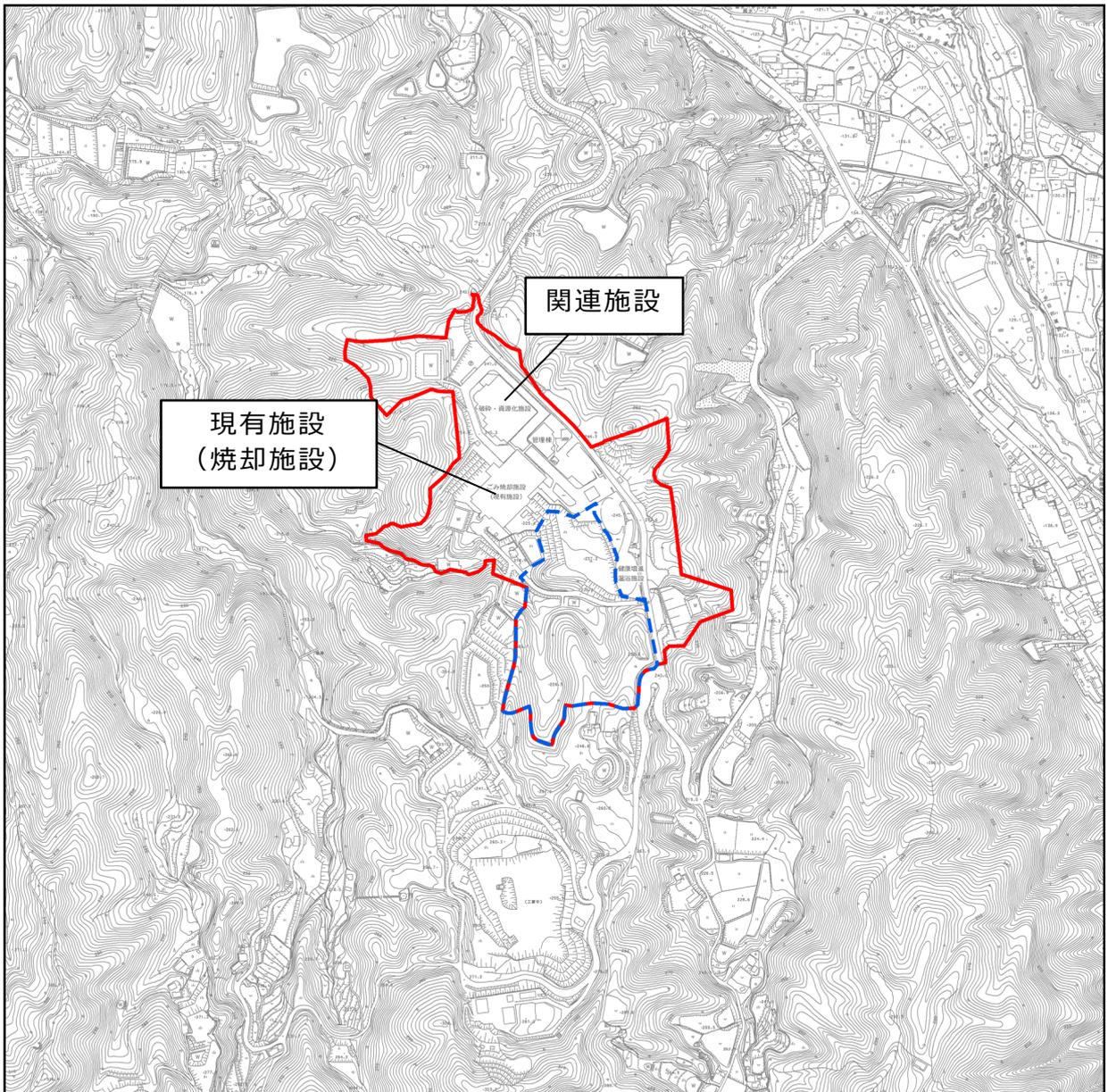
表 2-6 事業スケジュール

検討内容	R9	R10	R11	R12	R13	R14
造成工事						
焼却施設整備 （実施設計・建設工事）						
破碎・資源化施設延命化 （実施設計・建設工事）						

注) 現時点の計画であり、変更となる場合がある。

### 2.6.3 工事に資材等の搬出入車両の走行ルート計画

工事に資材等の搬出入車両の主要な走行ルートを図 2-5 に示す。対象事業実施区域への車両の出入りは、本市、市街地方面から国道 193 号を経由するものと、徳島県方面から国道 193 号を経由するものがあり、いずれも国道から市道に入り工事に資材等の搬出入を行う計画としている。



※この地図は、高松市発行の地形図を複製して情報を追記したものである。

**凡 例**

- 対象事業実施区域
- 新施設整備予定区域

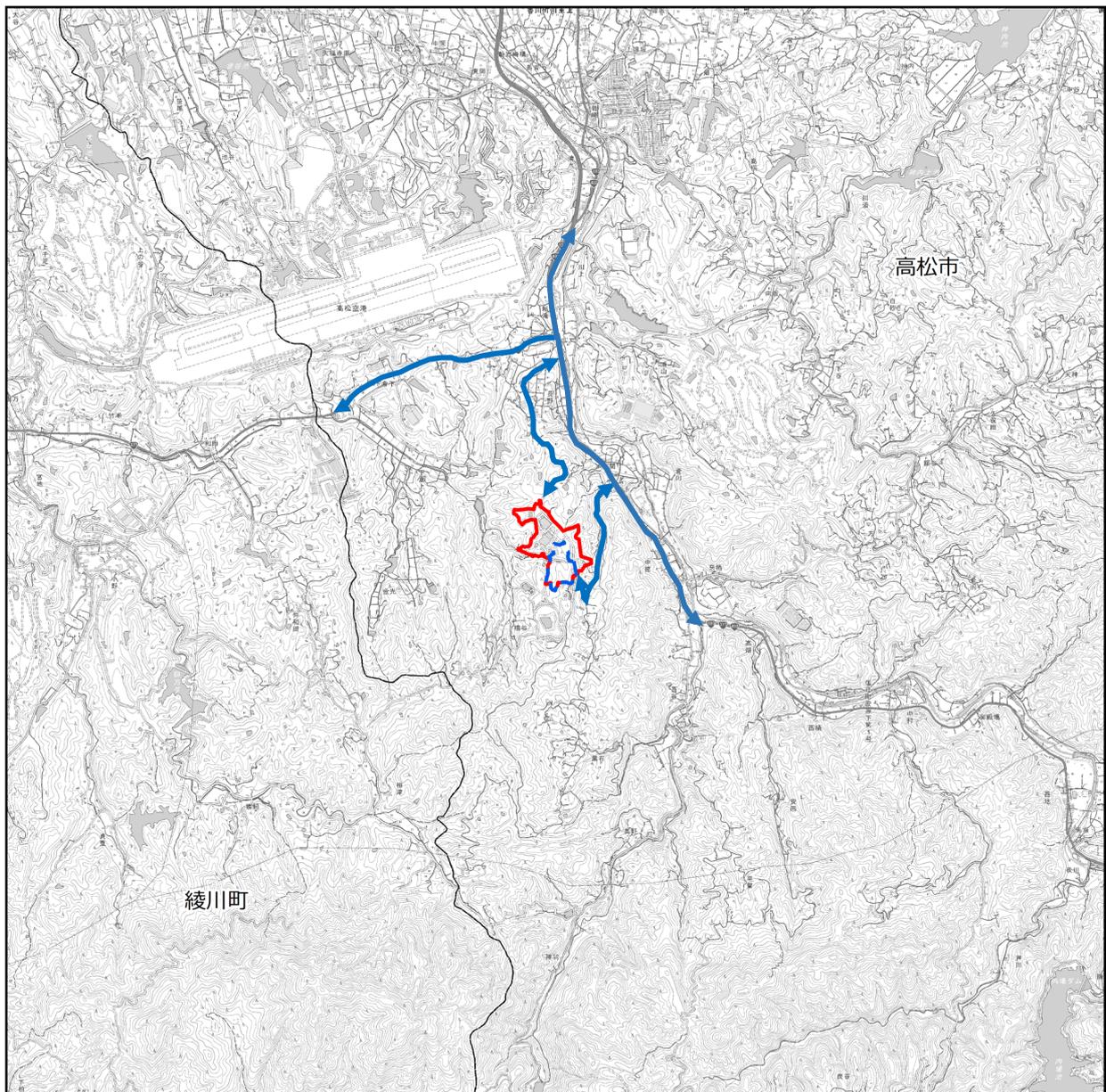
注) 現時点の計画であり、変更になる場合がある。



1:10,000



**図 2-4 新施設整備予定区域**



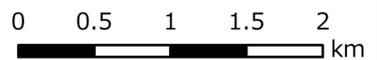
※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

**凡 例**

- 対象事業実施区域
- 新施設整備予定区域
- ↔ 工事用資材等の搬出入における主要な車両走行ルート



1:50,000



**図 2-5 工事用資材等の搬出入における主要な車両走行ルート計画**

## 2.7 施設計画等

### 2.7.1 施設の概要

#### (1) 対象事業の規模等

- 1) 対象事業の規模等
- 2) 新施設の規模等

対象事業である新施設の規模等の概要を表 2-7に示す。

表 2-7 新施設の施設規模

項目	内容
施設規模	452t/日 <sup>注3)</sup>
処理対象ごみ量	121,352t/年
処理対象ごみ	可燃ごみ、臨時・粗大ごみ、清掃ごみ、犬・猫等の死体、破碎・選別残渣

注1) 「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画」(令和5年5月)に基づく値である。

注2) 災害発生時には災害廃棄物(可燃物)も処理対象となる。

注3) 現時点の想定であり、変更となる場合がある。

#### 3) 新施設の計画ごみ質

新施設の計画ごみ質の設定結果を表 2-8に、新施設の元素組成を表 2-9に示す。

低位発熱量は、基準ごみが8,750kJ/kg、低質ごみが5,800kJ/kg、高質ごみが11,700kJ/kgとなった。

表 2-8 新施設の計画ごみ質

項目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
低位発熱量	kJ/kg	5,800	8,750	11,700	
三成分	水分	%	53.7	45.7	37.7
	灰分	%	3.0	5.9	8.8
	可燃分	%	43.3	48.4	53.5
単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	246	169	92	

注) 現時点の想定であり、今後変更となる場合がある。

表 2-9 新施設の元素組成

項目	炭素量	水素量	窒素量	硫黄量	塩素量	酸素量	可燃分量
乾ベース	51.37%	7.26%	0.80%	0.01%	0.42%	40.14%	100%

注) 現時点の想定であり、今後変更となる場合がある。

#### 4) 関連施設の規模等

対象事業の関連施設である破碎・資源化施設の延命化後の規模等を表 2-10に示す。

**表 2-10 関連施設の施設規模**

項 目		内 容
施設規模	破碎対象	46t/日 <sup>注2)</sup>
	資源化対象	23t/日 <sup>注3)</sup>
処理対象ごみ量	破碎対象	9,519t/年 <sup>注2)</sup>
	資源化対象	4,703t/年 <sup>注2)</sup>
処理対象ごみ		破碎ごみ、資源ごみ（缶・びん・ペットボトル、プラスチック容器包装、紙・布）、臨時・粗大ごみ、清掃ごみ

注1) 「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画」（令和5年5月）に基づく値である。

注2) 現時点の想定であり、変更となる場合がある。

注3) 現時点の想定であり、現有施設と同程度（約35t）となる場合がある。

5) 既存施設と新施設等の比較

既存施設、新施設等の処理能力の比較を表 2-11に示す。新施設については、近年のごみ処理量の減少に伴い、580t/日（既存2施設の合計）を452t/日（新施設）の処理能力にする計画である。

表 2-11 既存施設と新施設等の処理能力の比較

既存施設				新施設等			
種類		処理能力		種類		処理能力	
焼却施設	西部クリーンセンター	140t/日×2 炉 = 280t/日		新施設（焼却施設）	452t/日 <sup>注1)</sup> (3 炉想定)		
	南部クリーンセンター (現有施設)	100t/日×3 炉 = 300t/日					
	合 計		580t/日		関連施設 (破碎・資 源化施設)	破碎	46t/日 <sup>注1)</sup>
破碎・資 源化施設	西部クリーン センター	破碎	100t/5h	資源		23t/日 <sup>注2)</sup>	
	南部クリーン センター (現有施設)	破碎	35t/5h				
		選別	35t/5h				

注1) 現時点の想定であり、今後変更となる場合がある。

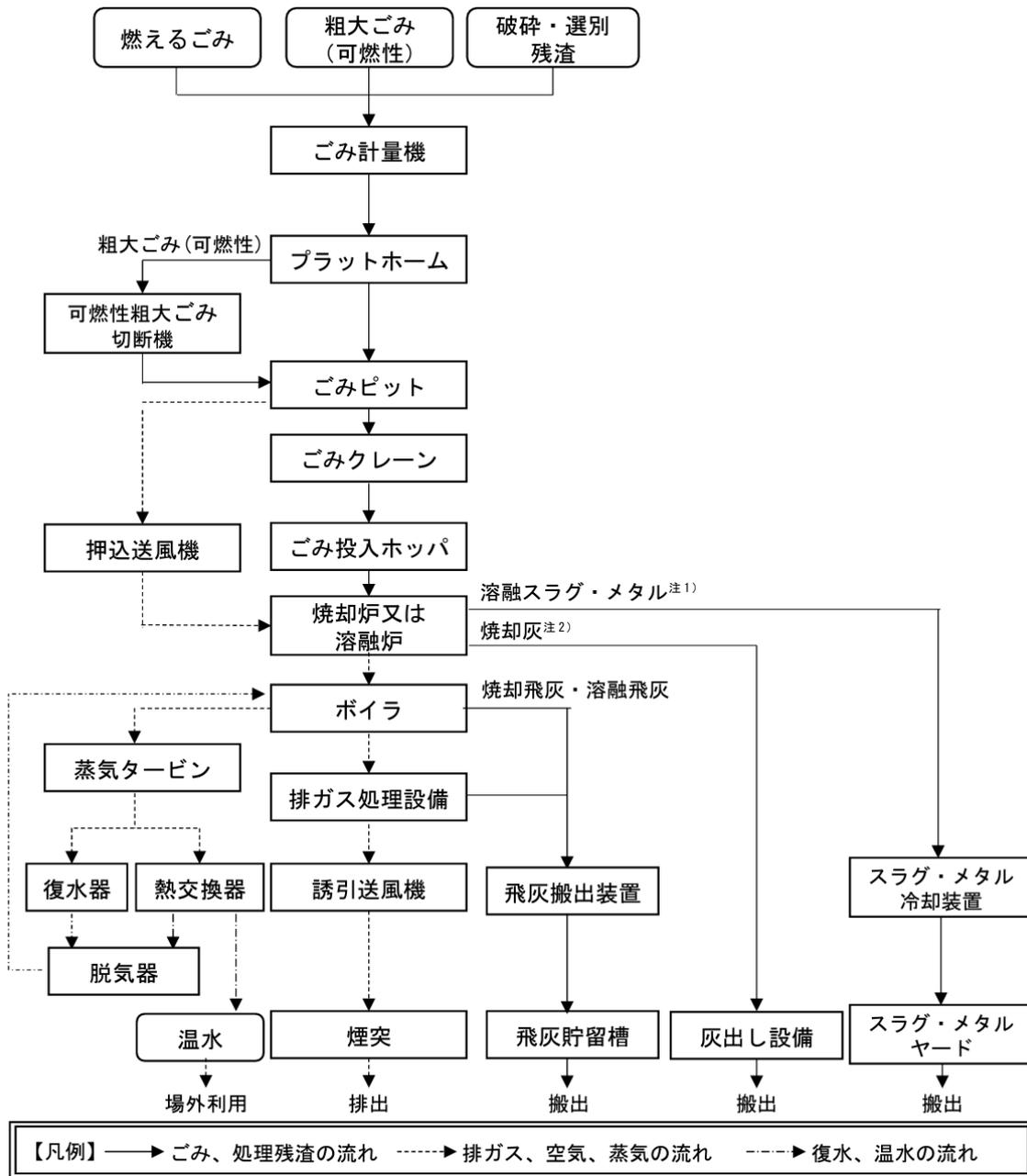
注2) 現時点の想定であり、現有施設と同程度（約35t）となる場合がある。

## (2) 処理フロー

### 1) 新施設

新施設の処理フローを図 2-6に示す。

現在、新施設の処理方式は、ストーカ式ごみ焼却方式、流動床式ごみ焼却方式、シャフト式ガス化溶融方式又は流動床式ガス化溶融方式の4つの処理方式を想定しており、令和8年度～9年度に実施予定のプラントメーカーの事業者選定で1方式に決定する予定である。各処理方式の概要を表 2-12～表 2-15に示す。



注1) シャフト式ガス化溶融方式又は流動床式ガス化溶融方式の場合

注2) ストーカ式ごみ焼却方式又は流動床式ごみ焼却方式の場合

(流動床式焼却方式の場合は、灰出し設備が不燃物排出装置となる。)

図 2-6 新施設の処理フロー

表 2-12 処理方式の概要（ストーカ式ごみ焼却方式）

項目	内容
<p>模式図</p>	
<p>概要</p>	<p>本方式は、ストーカ段を機械的に駆動し、ごみを乾燥するための乾燥段、燃烧するための燃烧段、未燃分を完全に焼却する後燃烧段の3段階を経て、燃烧する方式である。</p> <p>燃烧後は、主灰及び飛灰が発生し、主灰は不燃物とともに、ストーカ後段より灰押出機（水中）に落下し、冷却後にコンベヤ等で排出される。燃烧ガス中に含まれる飛灰は、ガス冷却室や集じん設備で回収される。</p>
<p>処理生成物</p>	<p>焼却残渣（焼却主灰・焼却飛灰）</p>

注) 「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版」(平成29年5月、(公社)全国都市清掃会議)より作成

表 2-13 処理方式の概要（流動床式ごみ焼却方式）

項目	内容
<p>模式図</p>	
<p>概要</p>	<p>本方式は、炉内の流動媒体（流動砂）を 650～800℃の高温に暖め、この砂を風圧（約 1,500～2,500mmH<sub>2</sub>O）により流動化させる。高温で流動した炉内にごみを粉碎した後に投入し、短時間で燃烧する。なお、ごみの破碎サイズは炉の機種によって異なるが約 10～30cm 位とする。</p> <p>また、砂と不燃物は炉床下部から引き出し、砂と不燃物は再び炉内へ供給される。</p>
<p>処理生成物</p>	<p>金属（焼き鉄・アルミ）、焼却飛灰、不燃物</p>

注) 「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版」(平成29年5月、(公社)全国都市清掃会議)より作成

表 2-14 処理方式の概要（シャフト式ガス化溶融方式）

項目	内容
模式図	
概要	<p>本方式は、高炉の原理を応用したごみの直接溶融技術であり、熱源としてコークスや石灰石を使用し、ごみの乾燥、熱分解から溶融までを円筒型製の炉（シャフト炉）にて行い、熱分解ガスを燃焼室で燃焼する方式である。</p> <p>溶融後は、炉底から溶融スラグ及びメタルが回収され、排ガス中に含まれる飛灰は、集じん設備等により溶融飛灰として回収される。</p>
処理生成物	溶融スラグ、メタル、溶融飛灰

注) 「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版」(平成29年5月、(公社)全国都市清掃会議)より作成

表 2-15 処理方式の概要（流動床式ガス化溶融方式）

項目	内容
模式図	
概要	<p>本方式は、破碎したごみを流動床炉に供給し、低酸素雰囲気中で 500～600℃に暖められた炉内で乾燥、熱分解させ、発生した熱分解ガスと熱分解残渣(チャー)を溶融炉で溶融処理する方式である。</p> <p>流動床炉で、不燃物や金属が分離排出され、溶融炉より溶融スラグが排出される。排ガス中に含まれる飛灰は、集じん設備等により溶融飛灰として回収される。</p>
処理生成物	溶融スラグ、金属（焼き鉄・アルミ）、溶融飛灰、不燃物

注) 「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版」(平成29年5月、(公社)全国都市清掃会議)より作成

2) 関連施設

関連施設の処理フローを図 2-7～図 2-9に示す。

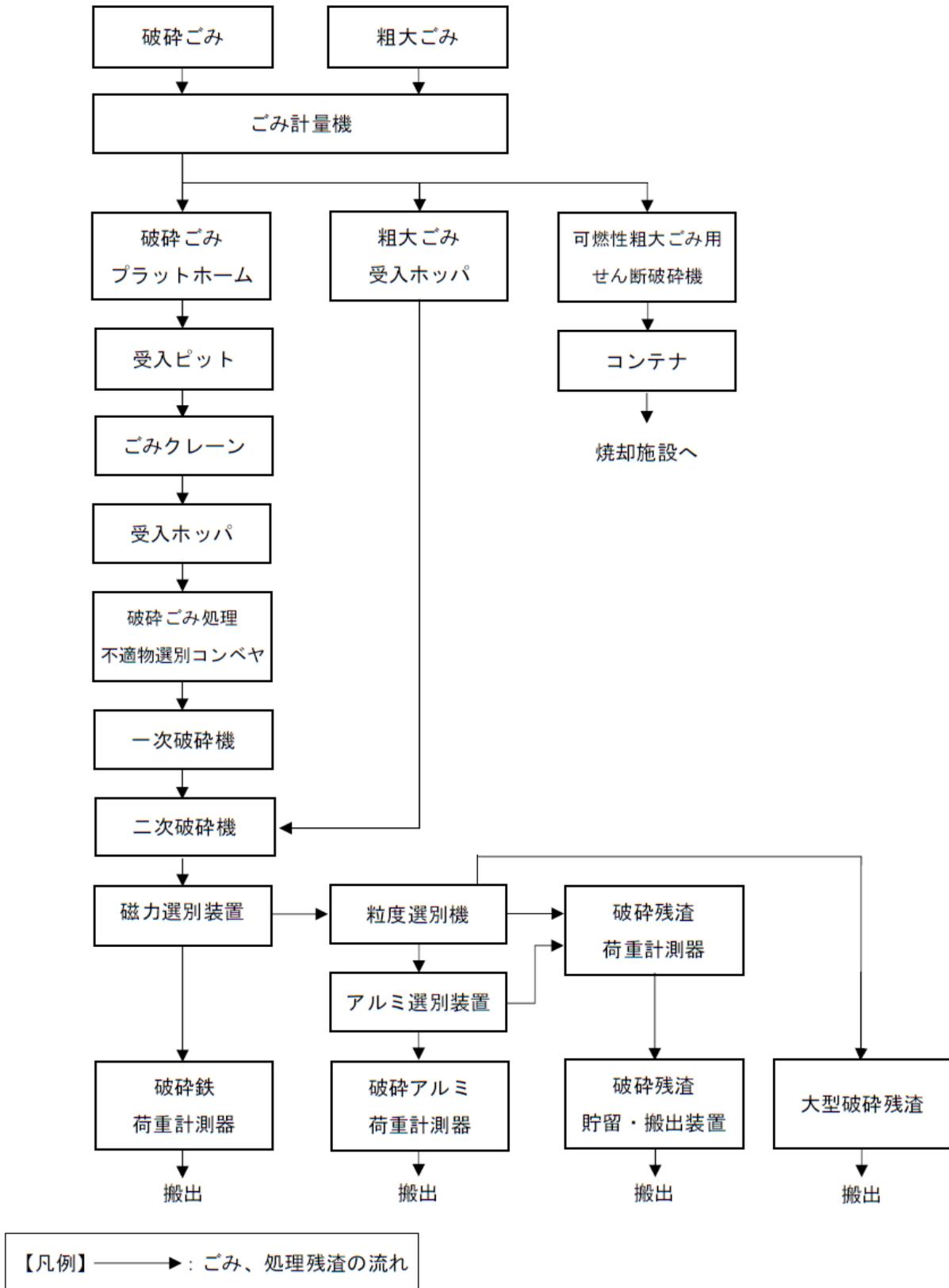


図 2-7 関連施設の処理フロー (破碎ごみライン)

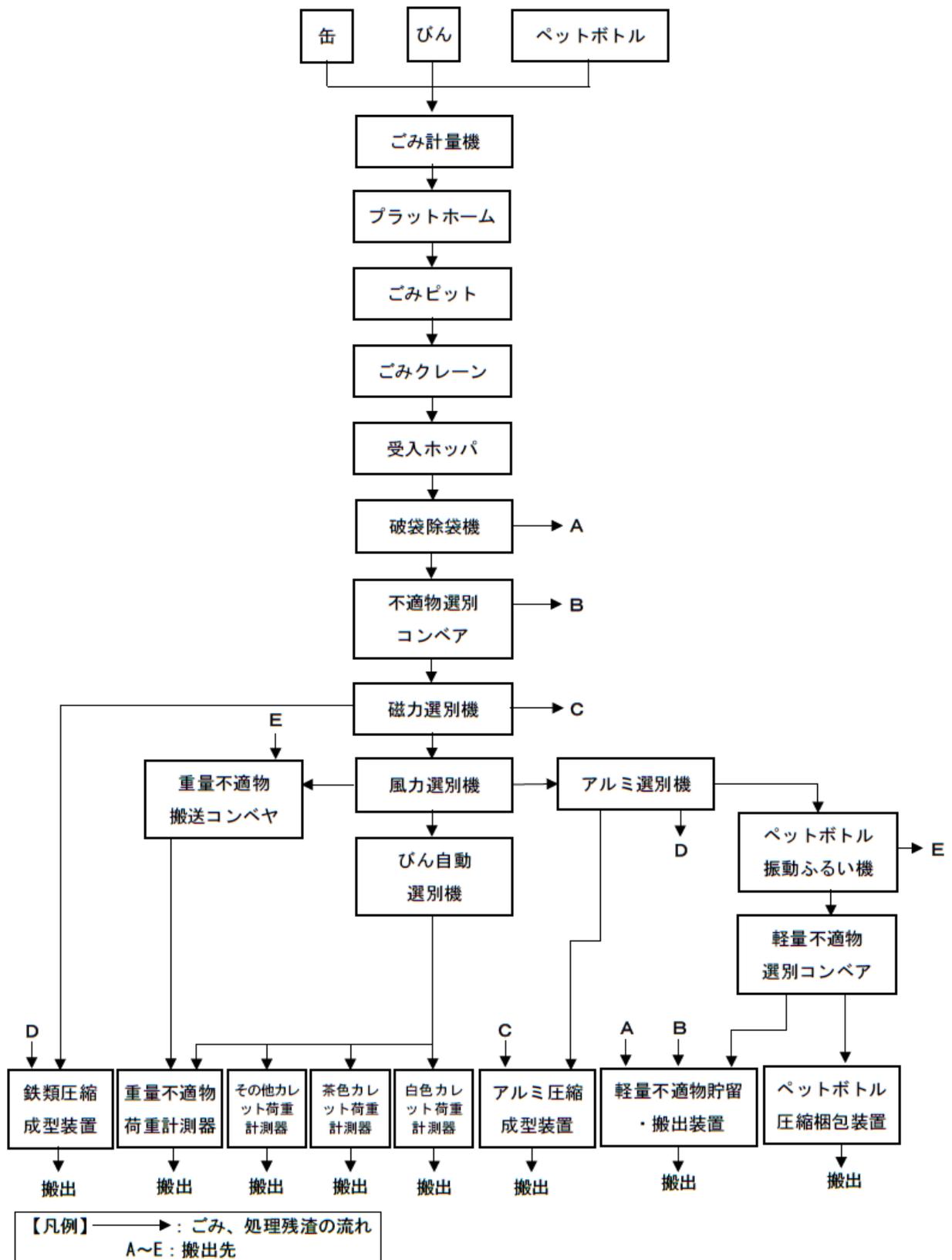
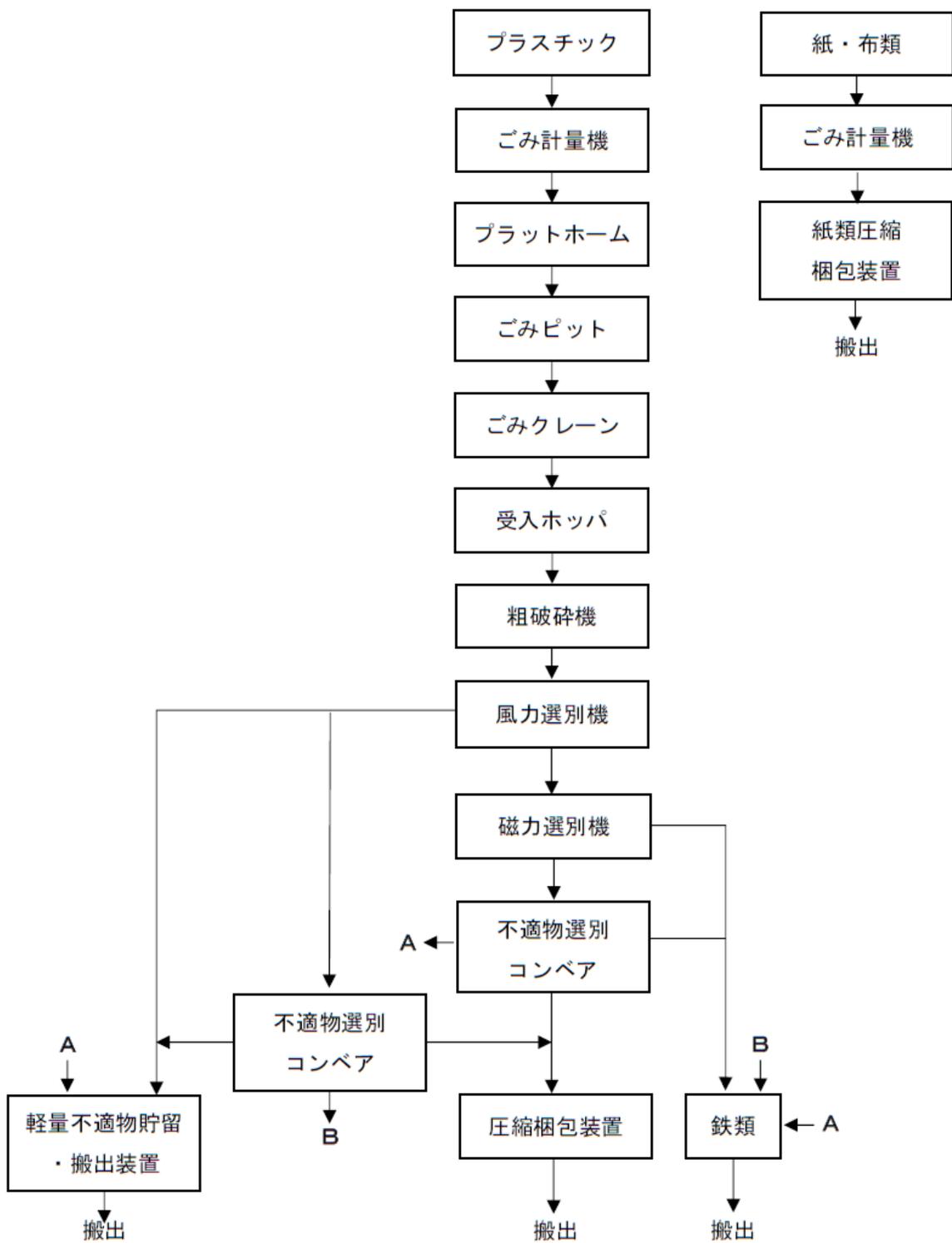


図 2-8 関連施設の処理フロー（缶・びん・ペットボトルライン）



【凡例】 ———▶ : ごみ、処理残渣の流れ  
A~B : 搬出先

図 2-9 関連施設の処理フロー（プラスチックごみライン及び紙・布ライン）

### (3) 公害防止基準

#### 1) 大気質に係る公害防止基準

環境保全のため、新施設の大気質に関する排出目標値（公害防止基準）（案）を表 2-16に示す。公害防止基準（案）は、関係法令等の規制値、南部クリーンセンター（現有施設）の公害防止基準を参考に設定した。

**表 2-16 大気質に係る法規制基準値及び新施設の公害防止基準（案）**

項 目	新施設（焼却施設） 公害防止基準（案） <sup>注1)</sup>	法規制基準値	【参考】南部クリーンセンター （現有施設）の公害防止基準
ばいじん	0.01g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.04g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.01g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下
硫黄酸化物	15ppm 以下	K 値 11.5 以下 <sup>注2)</sup>	15ppm 以下
塩化水素	25ppm 以下	430ppm 以下	25ppm 以下
窒素酸化物	50ppm 以下	250ppm 以下	50ppm 以下
ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.05ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下
水 銀	30μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	30μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	30μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下
一酸化炭素	30ppm 以下	100ppm 以下	30ppm 以下

注1) 新施設の値は想定であり、変更となる場合がある。

注2) 現在、想定している排ガス諸元は、排ガス量（湿り）：約42,000m<sup>3</sup><sub>N</sub>/h/炉、排ガス量（乾き）：約35,000m<sup>3</sup><sub>N</sub>/h/炉、排出ガスの排出速度：約27m/s、排ガス温度：約140℃、排出口の実体高：40m、稼働時間：連続24時間稼働を想定しており、本施設が該当する法規制値：K値=11.5及びその諸元に基づいて算出した硫黄酸化物濃度は約1,000ppmとなる。

## 2) 騒音に係る公害防止基準

対象事業実施区域は騒音規制法の規制区域外であるが、現有施設の公害防止基準値を採用し、敷地境界において表 2-17に示す公害防止基準（案）とする。

**表 2-17 騒音に係る法規制基準値（参考値）及び新施設の公害防止基準（案）**

項目	単位	新施設（焼却施設） 公害防止基準（案） <sup>注1)</sup>	【参考】高松市 における第3種区域 の規制基準値 <sup>注2)</sup>	【参考】南部クリーン センター（現有施設） の公害防止基準
昼間（8時～19時）	dB	55	65	55
朝（6時～8時） 夕（19時～22時）	dB	50	60	50
夜間（22時～6時）	dB	45	50	45

注1) 新施設の値は想定であり、変更となる場合がある。

注2) 対象事業実施区域は規制区域外であるため、参考値を示す。高松市における規制区域の区分は以下のとおりである。女木町、男木町、菅沢町、塩江町、庵治町及び香南町の地域は、除外地域であり、対象事業実施区域はいずれの区域にも該当しない。

- ・第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域が定められていない区域（都市計画区域内であって用途地域が定められていない区域（瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町を除く。）並びに都市計画区域外の区域をいう。）

## 3) 振動に係る公害防止基準

対象事業実施区域は振動規制法の規制区域外であるが、現有施設の公害防止基準値を採用し、敷地境界において表 2-18に示す公害防止基準（案）とする。

**表 2-18 振動に係る法規制基準値（参考値）及び新施設の公害防止基準（案）**

項目	単位	新施設（焼却施設） 公害防止基準（案） <sup>注1)</sup>	【参考】高松市 における第2種区域 の規制基準値 <sup>注2)</sup>	【参考】南部クリーン センター（現有施設） の公害防止基準
昼間（8時～19時）	dB	60	65	60
夜間（19時～8時）	dB	55	60	55

注1) 新施設の値は想定であり、変更となる場合がある。

注2) 対象事業実施区域は規制区域外であるため、参考値を示す。高松市における規制区域の区分は以下のとおりである。女木町、男木町、菅沢町、塩江町、庵治町及び香南町の地域は、除外地域であり、対象事業実施区域はいずれの区域にも該当しない。

- ・第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、用途地域が定められていない区域（都市計画区域内であって用途地域が定められていない区域（瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町を除く。）並びに都市計画区域外の区域をいう。）

#### 4) 悪臭に係る公害防止基準

対象事業実施区域は悪臭防止法の規制区域外であるが、現有施設の公害防止基準値を採用し、敷地境界において表 2-19に示す公害防止基準（案）とする。

**表 2-19 悪臭に係る法規制基準値（参考値）及び新施設の公害防止基準（案）**

物質	単位	新施設（焼却施設） 公害防止基準（案） <sup>注1)</sup>	【参考】高松市 におけるA区域の 規制基準値 <sup>注2)</sup>	【参考】南部クリー ンセンター（現有施 設）の公害防止基準
アンモニア	ppm	1	1	1
メチルメルカプタン	ppm	0.002	0.002	0.002
硫化水素	ppm	0.02	0.02	0.02
硫化メチル	ppm	0.01	0.01	0.01
二硫化メチル	ppm	0.009	0.009	0.009
トリメチルアミン	ppm	0.005	0.005	0.005
アセトアルデヒド	ppm	0.05	0.05	0.05
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05	0.05	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	0.009	0.009
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	0.02	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.009	0.009	0.009
イソバレールアルデヒド	ppm	0.003	0.003	0.003
イソブタノール	ppm	0.9	0.9	0.9
酢酸エチル	ppm	3	3	3
メチルイソブチルケトン	ppm	1	1	1
トルエン	ppm	10	10	10
スチレン	ppm	0.4	0.4	0.4
キシレン	ppm	1	1	1
プロピオン酸	ppm	0.03	0.03	0.03
ノルマル酪酸	ppm	0.001	0.001	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	0.0009	0.0009
イソ吉草酸	ppm	0.001	0.001	0.001

注1) 新施設の値は想定であり、変更となる場合がある。

注2) 対象事業実施区域は規制区域外であるため、参考値を示す。高松市における規制区域の区分は以下のとおり。

A区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、  
第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

## 2.7.2 給水計画

給水設備は、生活用水及びプラント用水を新施設等に供給する目的で、施設の運転に支障がないように設置する。

## 2.7.3 排水処理計画

### (1) 雨水排水計画

雨水は、自然排水とする。

### (2) 施設からの排水

新施設等は、排水クローズドシステム又は下水道放流とする。排水クローズドシステムの概念図を図 2-10に示す。

なお、現有施設の管理棟及び関連施設から排出される生活排水及びプラント排水も新施設等で処理する計画である。

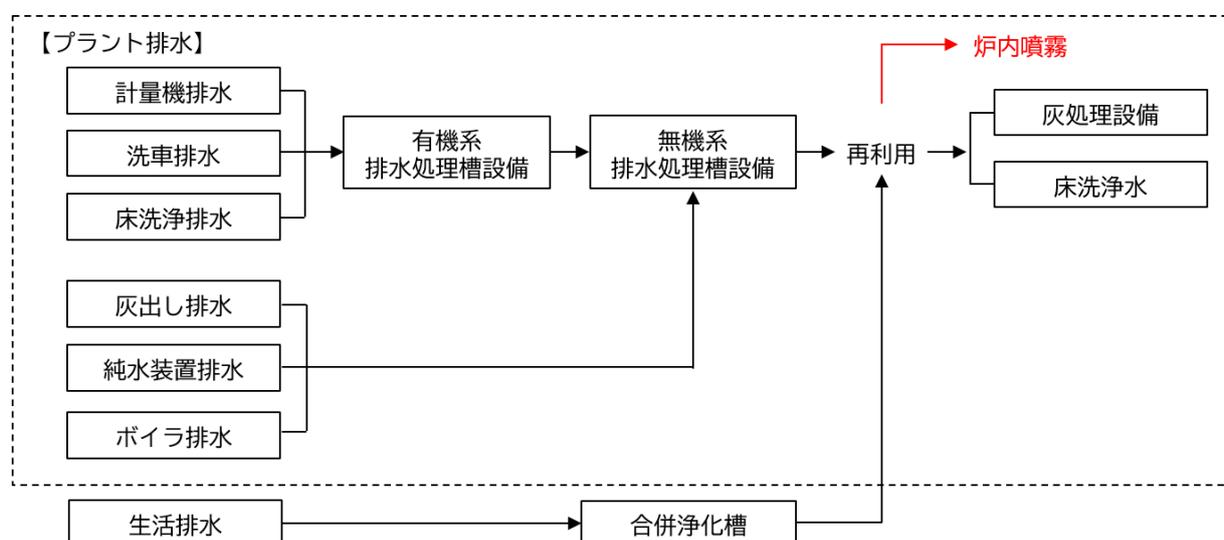


図 2-10 排水クローズドシステムの概念図

## 2.7.4 廃棄物の搬出及び処理計画

ストーカ式ごみ焼却方式又は流動床式ごみ焼却方式の場合は灰出し設備を設置し、シャフト式ガス化溶解方式又は流動床式ガス化溶解方式の場合はスラグ・メタル・溶解飛灰処理設備を設置する。

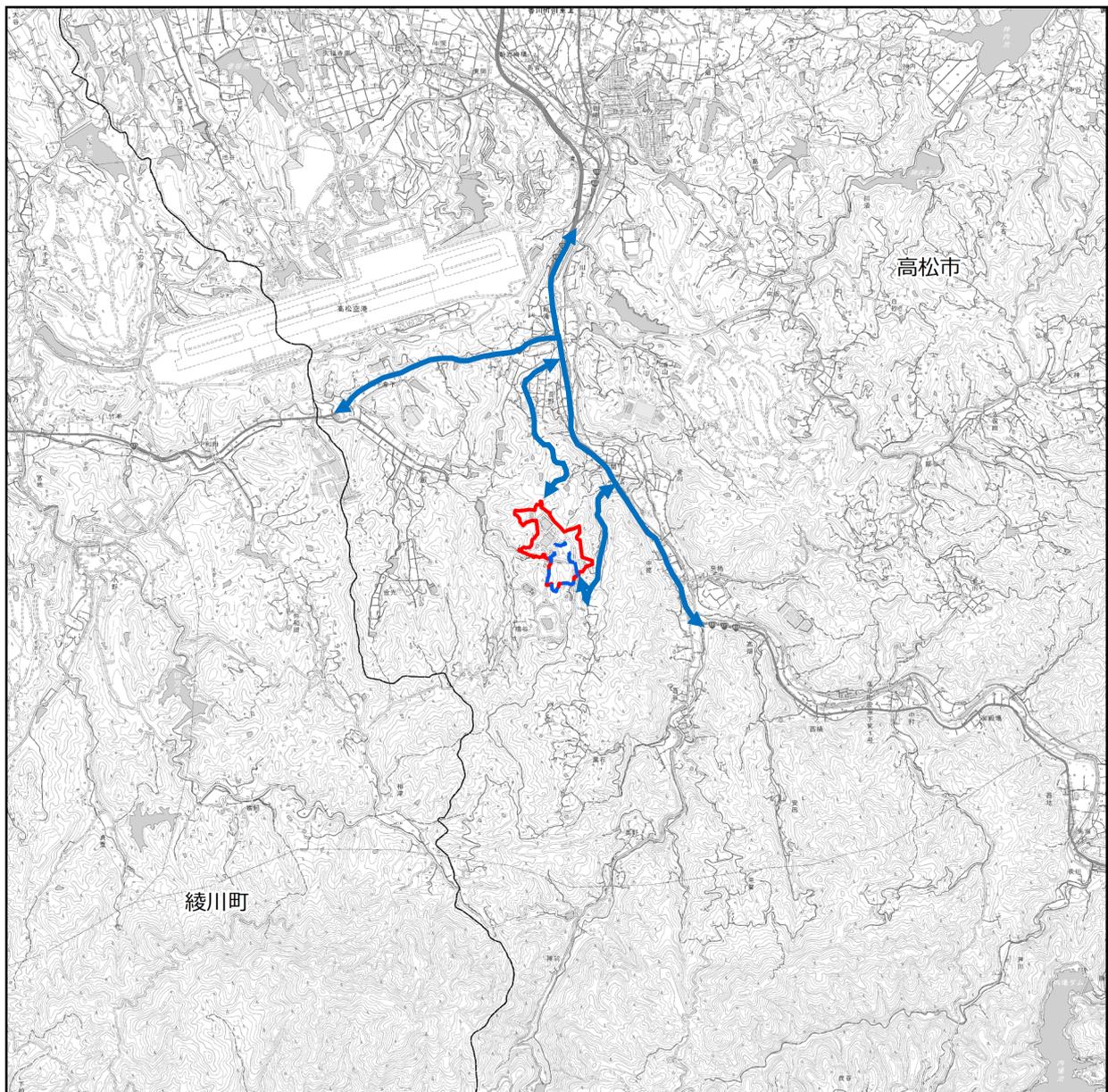
なお、新施設から排出される飛灰処理物、スラグ等の処理生成物の受入先については、資源化先の受入条件などを踏まえて資源化先を検討する。

## 2.7.5 廃棄物の搬出入車両の走行ルート計画

新施設等に係る廃棄物の搬出入車両の主な走行ルートを図 2-11に示す。

主な走行ルートは、本市、市街地方面から国道193号を経由するもの、綾川町方面から国道377号を走行し、国道193号を経由するもの、徳島県方面から国道193号を経由するものがあり、いずれも国道から市道を経由して、廃棄物を搬出入する計画としている。

廃棄物の搬出入車両台数（関連施設含む）は、年間日平均台数として300台/日程度（片道）の想定である。



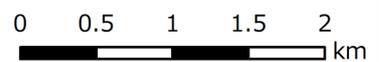
※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

**凡 例**

- 対象事業実施区域
- 新施設整備予定区域
- ↔ 廃棄物の搬出入における主要な車両走行ルート



1:50,000



**図 2-11 廃棄物の搬出入における主要な車両走行ルート計画**

## 2.8 その他対象事業に関する事項

対象事業及び関連事業の実施にあたっては、周辺居住地域や自然環境への影響を可能な限り低減するために、以下に示す環境配慮を検討する。

### 2.8.1 環境配慮の方針

#### (1) 工事の実施

##### ① 大気汚染対策

- ・ 建設工事に使用する建設機械（重機）は、過剰な負荷と不要な空ぶかしの防止に努め、待機時のアイドリングストップの遵守を指導・徹底させるほか、できる限り排出ガス対策型の建設機械を採用するよう努める。
- ・ 工事用資材等の搬出入車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を行う。また、車両の維持管理を徹底し、車両排ガス等を適正に保つ。
- ・ 土地の改変に伴う発生土砂は、減量対策を推進し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数をできる限り減らすことにより、沿道の大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事用資材等の搬出入車両の退場時に適宜タイヤ等の洗浄を行い、タイヤ等に付着した泥土を除去する。
- ・ 強風時や乾燥時等の砂じんの発生しやすい気象条件においては、必要に応じ、適宜散水するなどの対策を講じる。

##### ② 騒音・振動に係る対策

- ・ できる限り低騒音・低振動型の建設機械を採用するよう努める。
- ・ 土地の改変に伴う発生土砂は、減量対策を推進し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数をできる限り減らすことにより、沿道の騒音・振動への影響を軽減する。

##### ③ 濁水対策、動物・植物・生態系に係る対策

- ・ 造成等の施工により発生する濁水は、適切に処理して下流河川へ放流することにより、影響を低減する。

##### ④ 廃棄物に係る対策

- ・ 造成等の施工により発生する建設副産物においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、適正な処理及び再利用を図る。

#### (2) 施設の供用

##### ① 大気汚染対策

- ・ 最新の排ガス処理設備を採用し、排ガス中に含まれる大気汚染物質の排出抑制を行う。
- ・ 排ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開に努め、一般市民が新施設の運転状況を確認できるようにする。
- ・ 廃棄物の搬出入車両の運行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を行う。また、車両の維持管理を徹底し、車両排ガス等を適正に保つ。

##### ② 騒音・振動に係る対策

- ・ 周囲への騒音・振動の影響を極力低減するよう、できる限り低騒音型・低振動型の設備機器を採用する。また、大きな騒音を発生する機器は防音構造の室内に収納し、必要に応じて消音器や防音扉の設置等の対策を行う。

- ③ 悪臭に係る対策
- ・ 施設内は負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏れ出しを防ぐ。
  - ・ 炉の適切な燃焼管理や監視を行うことにより、排ガスの伝搬による悪臭の影響を抑制する。
- ④ 動物・植物・生態系に係る対策
- ・ 敷地内において可能な限り植栽を施す。
  - ・ プラント排水及び生活排水は、周辺河川等へは放流しないことにより、河川の水質を保全する。
- ⑤ 景観に係る対策
- ・ 建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討にあたっては、「高松市景観計画」に示された「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」を遵守することにより、「山地・丘陵地景観ゾーン」の周辺景観環境との調和を図る。
- ⑥ 温室効果ガス削減対策
- ・ 焼却処理により発生した余熱や発電した電力を、できる限り施設の内外で利用するなど、エネルギーの回収・循環利用に努める。
  - ・ 太陽光発電等の再生可能エネルギーによる発電設備を導入する。

## 2.8.2 既存施設及び新施設の諸元

既存施設及び新施設の諸元を表 2-20 に示す。

表 2-20 既存施設及び新施設の諸元

名 称	既存施設（焼却施設）		新施設（焼却施設） <sup>注)</sup>
		高松市西部 クリーンセンター	高松市南部 クリーンセンター (現有施設)
竣工年月	昭和 63 年 3 月	平成 16 年 3 月	令和 15 年 3 月予定
所在地	高松市川部町 930 番地 1	高松市塩江町 安原下第 3 号 2084 番地 1	高松市塩江町 安原下第 3 号 2084 番地 1 付近
面 積	約 17,000m <sup>2</sup> (破碎施設含む)	約 36,000m <sup>2</sup> (破碎・資源化施設含む)	約 48,000m <sup>2</sup> (現有施設を含む対象事業実施 区域は、約 158,000m <sup>2</sup> )
処理方式	全連続燃焼ストーカ方 式	連続式流動床炉型ガス化 溶融方式	未定
処理能力	280t/24 h (140t/24 h × 2 炉)	300t/24 h (100t/24 h × 3 炉)	452t/24 h (3 炉想定)
煙突高さ	70m	40m	40m 以上

注) 新施設にかかわる情報は、現時点の計画であり、変更となる場合がある。